

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

法令等	学校教育目標	本校生徒の実態		
・「いじめ防止対策推進法」(H25)	気づき、考え、行動する国分中学生を育てる	ほとんどの生徒が基本的な生活習慣が身に付いており、明るく素直な生徒が多い。		
・「いじめ防止等のための基本的な方針」(H25)		一方、課題として、自主性や積極性を出し惜みする生徒も多くみられる。また、発言等で相手の気持ちを深く考えずに、人を傷つけてしまう場面も見られる。人間関係に悩み、不登校になる生徒も多い。		
・「鹿児島県いじめ防止基本方針」(H26)	目指す生徒像 《誠実・挑戦》			
・「霧島市いじめ防止基本方針」(H26)	・自らを律し、互いに助け合い励ましあう生徒			
→「国分中学校いじめ防止基本方針」を策定	・志を立て、計画的に学習に励む生徒			
・「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定 (H29)	・心と体を鍛え、当たり前のことを当たり前にできる生徒			
・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29)	・他者の立場で物事を考え、他者と協働できる生徒			
・「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定 (H29)	【友愛】 【向学】 【克己】 【協調】			
	キャッチフレーズ FightingSpirits・Friendship・Fair・Flower・Future			
社会の要請・法制定の意義	いじめ防止に関する基本的な考え方	市のいじめ問題に対する基本認識		
いじめ問題への対応は、いじめだけに特化するものでなく、子どもも大人も、人々が生きるにあたって直面する課題である。	・いじめはどの子どもにも起こりうるという認識のもと、一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。	・いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる。		
いじめの止まりやすい国であるかどうかは、その国の教育力と国民の成熟度の指標となる。	・いじめは絶対に許されない行為である。	・まだ気付いていないいじめがある。		
日常生活の仕組や行為への私的責任領域とそれを補う法制定による公的責任領域が必要である。	・いじめ防止の根本は、校長をはじめとする教職員のいじめ問題への認識、及びそれに対する姿勢にある。	・ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。		
		・いじめを1件でも多く察知・発見し、1件でも多く解決する。		
	国分中学校いじめ対策委員会	関係機関との連携		
	○校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭を主な構成員とし月1回以上の定例会を行う。	・いじめ問題対策支援室		
	○事案に応じては、担任、部活動顧問等を加えて会を実施する。	・警察 ・市児童福祉課		
	○必要に応じて、地域の関係者（学校評議員・民生委員・自治会長・PTA 役員）、専門家（スクールカウンセラー・いじめ相談員）を加えた会を実施する。	・県中央児童相談所		
		家庭・地域との連携		
		・PTA ・青少年育成会議		
		・民生委員 ・学校評議員		
	教職員：生徒指導部会・教育相談・職員研修 生徒：生徒会・生徒会いじめ対策会議 保護者：PTA 声かけ運動・授業参観・PTA 総会 市：SSW スクールサポーター・いじめ問題対策支援室相談員・かけはし相談員 県：学校ネットトロール・SC 資料：いじめ対策必携・いじめ問題対応の手引き・いじめ対策リーフレット			
防 止	・授業の充実 ・コミュニケーション能力の育成 ・道徳の時間の充実 ・チェックリスト・リーフレット等の活用 ・構成的グループエンカウンター等の活用 ・「いじめ問題を考える週間」の取組 ・人権教育の充実	・人権標語や作文の作成 ・いじめ撲滅ポスターや標語の作成 ・生徒会活動の充実	・PTA等がいじめに関する内容を取扱い、防止に努める。	・地域での様々な活動を充実させ、その地域への所属感を高める。
早期発見	・生活の記録・教育相談の充実 ・学校たのしいーとの実施 ・いじめアンケートの実施(年3回) ・関係機関との連携(ネット関連)	・生活の記録 ・学校たのしいーと ・教育相談や日々の相談 ・いじめアンケート	・いじめに関するチェックリストの活用 ・三者相談等	・地域内で地域住民と保護者、保護者同士、地域と学校のパイプを太くする。
措 置	・早急に組織的に対応 ・生徒の状態に合わせた継続的なケア ・関係機関との連携	・生徒や学級集団の自浄能力を高める	・いじめ事案に係わる情報を保護者と共有し、保護者間で争い等のないようにする。	・学校と地区指導員、民生委員、学校評議員、自治会長、PTA 役員等で連携を取り、早期対応を行う。

